

令和5年度 白河市職員採用試験案内

白河市では、令和5年度職員採用試験を次のとおり実施します。

◎募集職種

令和5年度(令和5年10月1日)採用

【大 学 卒 程 度】行政事務

【資 格 免 許 職】保健師

令和6年度(令和6年4月1日以降)採用

【大 学 卒 程 度】行政事務、建築、土木

【障 が い 者 対 象】行政事務

【高 校 卒 程 度】行政事務

【資 格 免 許 職】保健師、幼稚園教諭及び保育士、学芸員、管理栄養士

【民間企業等職務経験者】行政事務

令和4年度からインターネットによる受験申込みができるようになりました。
詳しくは、8ページの「受験申込方法」をご覧ください。

◎第1次試験日・申込受付期間

試験職種	第1次試験日	申込受付期間
○大学卒程度 ※令和5年10月1日採用を含む。 ○資格免許職(保健師) ※令和5年10月1日採用	6月18日(日)	5月2日(火)～5月26日(金)
○障がい者対象 ○高校卒程度 ○資格免許職 ○民間企業等職務経験者	9月17日(日)	7月25日(火)～8月18日(金)

※試験の詳細は、試験職種ごとの実施要項をご確認ください。

※職員採用試験は、皆さんの申込みに基づいて準備が進められ、その経費には税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は、受験を辞退することがないようにお願いします。

進取の精神で未来を切り拓く

～果敢に挑戦していきましょう～

私たちはまさに、激動の時代の中を生きています。

ロシアによるウクライナへの侵攻をはじめ地政学的な緊張を背景に、政治・経済が混乱しており、経済や食料の安全保障の問題がクローズアップされるとともに、私たちの生活に欠かせない食料品等は物価高騰が続いています。

また、「静かなる有事」とも言われる人口減少が進んでおり、中でも、2022年の出生者数が80万人を割るなど、想定を超えて加速度的に進む少子化への対応は急務です。

さらに、コロナ禍により、私たちの社会経済は様々な制約を受ける一方、地域コミュニティや文化活動、さらにはスポーツなど、人とつながることで得られる精神的豊かさの重要性がより一層認識されるようになってきております。

これに加え、大都市が抱える潜在的リスクの懸念や、情報通信技術の発達により場所にとらわれない仕事の環境が整ってきたことで、人や企業の地方回帰の機運が生まれてきました。長い目で見れば、今後、「地方が主役となる時代」へと転換していくものと考えています。

幸い本市は、農村と都市的空間のバランスが良く、首都圏へのアクセスにも優れ、歴史や文化の蓄積もあります。

その恵まれた条件を活かし、産業、医療、教育、文化などバランスのとれた「誰もが身近な幸せ(Well-being)を実感し、“自分らしく、いきいきと”暮らしていける」まちを創っていく必要があります。

こうした中、本市が職員に求めるものは、現状を的確に分析し、将来を見据えながら、前例や既成概念に捉われることなく、効果的な政策を具現化できる「行政力」であり、失敗を恐れず果敢にチャレンジしていく進取の精神です。

市民のために働きたいという情熱と最後までやり抜く志を持った方を待ち、ともに挑戦していきましょう。



福島県白河市長 鈴木 和夫

◇白河市の将来像

星がある。城がある。君がいる。白河

～ Well-being City Shirakawa ～

豊かな自然や歴史・文化が息づき、人と人とのつながりがある白河で、多くの人が日々の生活の中にある「小さくても確かな幸せ」や「真の豊かさ」を実感できる。そんな白河を目指します。

01



市民が望む地域社会の
実現を目指し、市民、市議会
及び市が一体となった
まちづくり

02



歴史、伝統、文化、自然等、
本市の恵まれた
地域資源をいかした
まちづくり



子どもから高齢者まで、
安全で安心して
暮らすことができる
まちづくり



地域のつながりと
支え合いによる絆を育む
まちづくり

03

04

◇目指す職員像

白河市では、すべての職員に共通する「目指すべき職員像」を次のとおり定め、その実現に向けた人材育成に取り組んでいます。

- ① 市民の視点に立ち、信頼される職員
- ② いつも明るく、市民から愛される職員
- ③ 郷土を愛し、貢献する職員
- ④ 自ら学び、成長する職員
- ⑤ 先を読み、挑戦する職員

◇令和5年度受験案内

1. 試験職種、採用予定人員、受験資格

○令和5年度(令和5年10月1日)採用

試験職種		採用予定人員	受験資格(学歴不問)
大学卒程度	行政事務	2人程度	昭和 59 年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方
資格免許職	保健師	1人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方

○令和6年度(令和6年4月1日以降)採用

試験職種		採用予定人員	受験資格
大学卒程度	行政事務	4人程度	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴不問)
	建築	2人程度	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴不問)
	土木	1人程度	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴不問)
障がい者対象	行政事務	1人程度	平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方(学歴不問) <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 ・都道府県知事または政令指定都市市長が発行する

			療育手帳の交付を受けている方 <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
高校卒程度	行政事務	1人程度	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方(学歴不問)
資格免許職	保健師	1人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方又は令和6年3月末日までに同免許を取得する見込みの方(学歴不問)
資格免許職	幼稚園教諭及び保育士	1人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する方又は令和6年3月末日までに同免許・資格を取得する見込みの方(学歴不問)
	学芸員	1人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、博物館法による学芸員の資格を有しており、次のいずれかの要件に該当する方 ①大学において民俗学を専攻し卒業した方で、令和5年3月末日時点において学芸員としての職務経験(正職員の期間に限る)を2年以上有する方 ②大学および大学院において民俗学を専攻し、大学院を修了した方又は令和6年3月末日までに修了する見込みの方
	管理栄養士	1人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士免許を有する方又は令和6年3月末日までに同免許を取得する見込みの方(学歴不問)
民間企業等職務経験者	行政事務	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、令和5年7月末日時点において民間企業等における職務経験(※)を5年以上有する方(学歴不問) ※職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者、パートタイマー等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。 ※職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一つの職歴に限ります。 ※連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く)は、職務経験から除きます。

(注意事項)

1. 複数の試験職種に申し込むことはできません。受験資格を確認のうえ、いずれか一つの試験職種に申込みをしてください。複数の申込みがあった場合は、最初に到達したもの以外は無効とします。
2. 受験資格について虚偽の申告があった場合は、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。また、資格要件の確認のため、過去の勤務先に勤務状況の問合せをする場合があります。

<欠格条項等>

地方公務員法第16条の規定等により、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 白河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	試験職種	出題分野等
教養試験	大学卒程度 障がい者対象 高校卒程度 資格免許職	時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての択一式筆記試験
専門試験	大学卒程度(行政事務)	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係についての択一式筆記試験
	大学卒程度(建築)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工についての択一式筆記試験
	大学卒程度(土木)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工についての択一式筆記試験
	資格免許職(保健師)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論についての択一式筆記試験
	資格免許職 (幼稚園教諭及び保育士)	社会福祉・子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健についての択一式筆記試験
資格免許職(学芸員)	民俗学、その他学芸員としての職務遂行上必要となる専門知識に関する論述式筆記試験	

	資格免許職(管理栄養士)	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営についての択一式筆記試験
社会人基礎試験	民間企業等職務経験者	社会的関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力についての択一式筆記試験
事務適性試験	高校卒程度	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる試験
適性検査	全職種	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査

※第1次試験は活字印刷による出題とします。

※試験会場は試験職種及び申込人数によって決定し、受験票にてお知らせします。

(2) 第2次試験

試験種目	試験職種	出題分野等
口述試験	全職種	主として人物、識見等についての個別面接及び集団討論による試験(※障がい者対象は個別面接のみ)
論文試験	大学卒程度 資格免許職 民間企業等職務経験者	課題に対する理解力、思考力、文章構成力、表現力等についての筆記試験(800字程度)
作文試験	障がい者対象 高校卒程度	一般的事項についての作文試験(800字程度)

※第2次試験は、第1次試験の合格者を対象に実施します。日程等は別途お知らせします。

3. 受験申込方法及び申込受付期間

(1) 申込受付期間

試験職種	申込受付期間	申込書類配付開始日
大学卒程度 ※令和5年10月1日採用を含む。 資格免許職(保健師) ※令和5年10月1日採用	5月2日(火)～5月26日(金)	5月1日(月)
障がい者対象 高校卒程度 資格免許職 民間企業等職務経験者	7月25日(火)～8月18日(金)	7月24日(月)

(2) 申込書類の請求方法

ホームページからダウンロードする場合	市公式ホームページからダウンロードしてください。 ※申込書類のデータは、配付開始日から公開します。 ※申込書類を印刷する場合は、必ずA4版の用紙(白色)を使用してください(感熱紙使用不可)。
市役所で受け取る場合	配付開始日から白河市役所総務部総務課(本庁舎3階)及び表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎の地域振興課にて配付します。 ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
郵送で請求する場合	封筒の表に『(職種名)試験申込書類請求』(例:「大卒行政試験申込書類請求」など)と朱書きし、切手(140円分)を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封のうえ、下記の宛先まで送付してください。 ※返送の都合上、申込み期限の7日前必着でお願いします。 ＜送付先＞〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1 白河市役所総務部総務課あて

(3) 受験申込方法

申込書類		試験職種ごとに必要な申込書類は異なります。必ず受験を希望する試験職種の実施要項をご確認ください。
申込方法	インターネットの場合 (電子申請)	市公式ホームページの「受験申込フォーム」から手続きしてください。 ※フォームは申込受付期間中のみ利用できます。 ※手続きの中で申込書類データのアップロードが必要になります。 事前に申込書類データを準備のうえで手続きしてください。 ※フォームにアクセスすると注意事項が表示されますので、よく確認の上、お申込みください。
	持参の場合 (紙面申請)	申込書類を白河市役所総務部総務課(本庁舎3階)まで持参してください。各庁舎では受付できません。 ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
	郵送の場合 (紙面申請)	申込書類を封筒(角形2号)に入れ、宛名の左側に『(職種名)試験申込』(例「大卒行政試験申込」など)と朱書きし、必ず簡易書留で郵送してください。 ※申込受付期間の最終日の消印まで有効 ＜送付先＞〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1 白河市役所総務部総務課あて

受験票の送付	<p>申込受付期間終了後に「受験票」を送付します。</p> <p>受験票が届いたら、3ヵ月以内に撮影した写真(縦40mm×横30mm、正面・無帽・上半身胸上)を必ず貼付し、<u>試験当日は忘れずに持参してください。</u></p> <p>※受験票を忘れた場合、受験票に写真が貼付されていない場合は受験できません。</p> <p>※受験票が第1次試験日の7日前までに届かない場合は、総務課までご連絡ください。</p>
--------	---

※申込書類は必ず本人が記入してください。記載事項に不備がある場合は補正していただきますが、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

※申込書類に含まれる個人情報、本試験の目的以外には一切使用しません。

※提出された書類は、原則として返却できません。

※車椅子の使用など、受験の際に配慮が必要な方は、総務課まで個別にご相談ください。

4. 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。

※名簿の有効期間は原則1年間

(2) 当該名簿に登載された者については、欠員の状況等に応じて順次採用されます。

(3) 採用の時期は、令和5年10月1日又は令和6年4月1日です。

(4) 資格や免許を取得見込みとして合格した者が、必要な資格や免許を取得できなかった場合は、合格及び採用を取り消すものとします。

(5) 地方公務員法第22条第1項の規定に基づき、採用は全て条件付とし、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

5. 給与・勤務条件等

給与(令和5年4月1日現在)

最終学歴	初任給月額(基準額)
大学卒	189,500円
短大卒	170,400円
高校卒	157,900円

※初任給は、学歴や職歴に応じて加算される場合があります。

※この他に、諸手当(通勤、住居、扶養、期末・勤勉手当等)をそれぞれの支給要件に応じて支給します。

※採用までに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

勤務日	原則として月曜日から金曜日までの週5日
勤務時間等	午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は正午から午後1時まで)
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
休暇制度	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇:年間20日(1月～12月) ※4月採用の場合、採用された年は15日 ・その他の休暇:病気休暇、結婚休暇、出産休暇、忌引休暇、夏季休暇、介護休暇、出生サポート休暇など
配属先・異動	職種にもよりますが、採用後はできるだけ市民の方と直接接する職場への配属を行っています。その後は、本人の希望や適性などを勘案して3～5年のサイクルで異動が行われ、幅広い職務を経験することができます。
昇任	採用後は、「主事」など係員の職に任命されます。その後は、本人の能力や実績、経験等に応じて昇任します。
福利厚生	定期健康診断や健康相談、メンタルヘルス講習会などにより職員の心身の健康管理に努めています。また、共済組合や職員互助会による各種給付や貸付制度などがあります。

6. 参考(令和4年度の採用試験実施状況)

種類	試験職種	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	最終倍率
大学卒程度	行政事務	26人	14人	6人	4.3倍
	建築	0人	0人	0人	0.0倍
	土木	3人	3人	3人	1.0倍
障がい者対象	行政事務	3人	1人	0人	0.0倍
高校卒程度	行政事務	10人	3人	1人	10.0倍
資格免許職	保健師	0人	0人	0人	0.0倍
	幼稚園教諭・保育士	12人	5人	4人	4.0倍
	司書	13人	3人	1人	13.0倍
	学芸員	1人	1人	0人	0.0倍
	管理栄養士	17人	3人	2人	8.5倍
民間企業等職務経験者	行政事務	37人	6人	2人	18.5倍

就職氷河期 世代対象	行政事務	9人	2人	1人	9.0倍
---------------	------	----	----	----	------

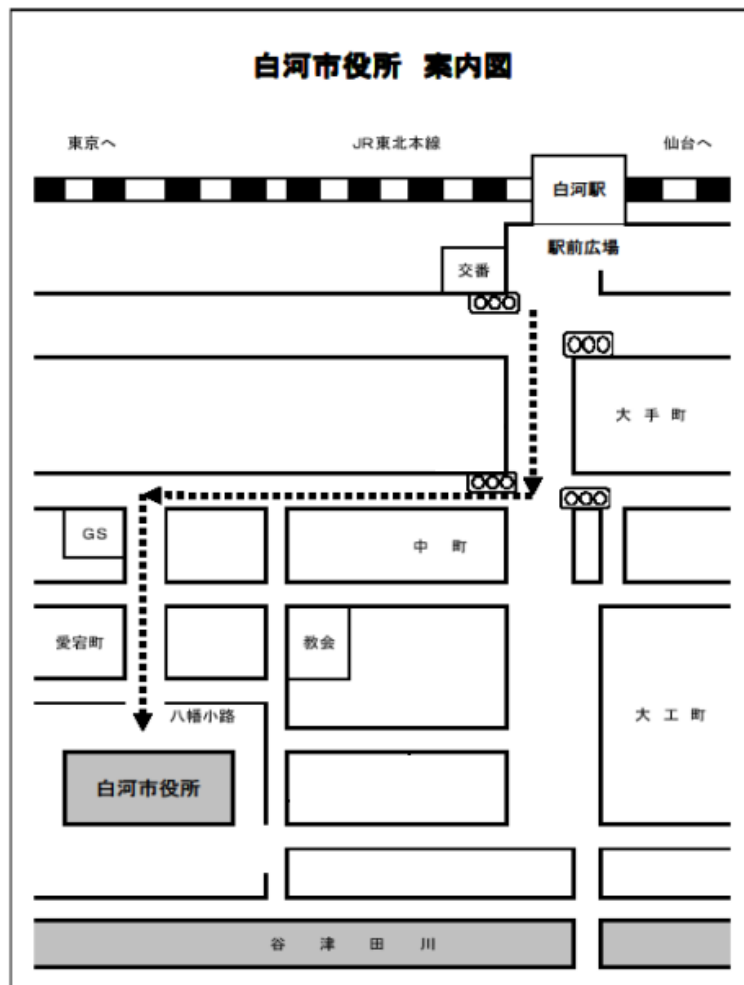
【第1次試験会場 案内図】

◎白河市役所・本庁舎(予定)

所在地:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111

※JR白河駅から約500m(徒歩約6分)

※試験会場は職種や申込人数によって決定します。受験申込み後に送付する『受験票』を必ずご確認ください。



《問い合わせ先》

白河市役所 総務部総務課人事係

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1(本庁舎3階)

電話 0248-22-1111

E-mail somu@city.shirakawa.fukushima.jp